

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 森林調査設計事務所
東京都江戸川区篠崎町1-20-4

2. 指名停止措置期間

平成25年8月1日から平成25年10月31日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

株式会社森林調査設計事務所は、平成25年7月10日に実施した近畿中国森林管理局発注の「千草国有林外測量設計業務」の一般競争入札において開札の結果、品質確保基準価格を下回る入札を行ったため、入札条件である品質証明書等の提出を求めたところ、「第三者照査者を配置できない」ことを理由に入札を辞退した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」の別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070